

【がけ地近接等危険住宅移転事業】

個別に移転される方への補助について

町が整備する高台への集団移転ではなく、自分で用意した土地に個別に移転される方に対し、以下の補助を行います。

※ 申請及び交付決定より先に既に移転されている方、各種契約、工事着工、引っ越しを完了された方は事業の対象外となりますのでご注意ください。

※ 申請される前に一度ご相談願います。

1 事業の内容

移転先の住宅再建費用を金融機関等から借入した際に発生する利子相当額及び従前住宅の取り壊し費用、引っ越し費用等を補助します。

申請から受領までの流れ

【事前相談】⇒【申請書類提出】⇒<町・県審査>⇒<交付決定通知>
⇒【各種契約、工事着工】⇒【完成・引っ越し】⇒【実績報告書類提出】
⇒<町審査>⇒<交付額決定通知>⇒【補助金請求書提出】⇒【受領】

2 対象となる方

次の①から④のすべてを満たす方

- ① 東日本大震災時（平成23年3月11日時点）に災害危険区域内に居住されていた方
- ② 災害危険区域外の安全な場所に移転する方
※融資契約・工事請負契約・建物、土地売買契約などの各種契約、工事着工、引っ越しを行っていない方
- ③ 平成31年2月末日までに事前登録申請書を提出された方
- ④ 平成32年12月末日までに工事を完了された方

3 補助金額

- ・ 住宅再建費用に対する借入金の利子相当額（利子の利率は8.5%以内）

住宅建設（購入）	上限：457.0万円	（改正前 444万円）
土地購入	上限：206.0万円	
住宅用地造成	上限：59.7万円	（改正前 58万円）
- ・ 住居の移転に伴う引っ越し費用、従前住宅の取り壊し費用など
要した費用の額 上限：80.2万円（改正前 78万円）

4 注意事項

- ・ 申請受付後、書類審査等を経ますので、各種契約のおよそ1か月前を目安に早めの申請をお願いします。
- ・ 被災された従前住宅は、原則除却することになります。